

全国民生委員児童委員連合会

平成 28 年度事業報告の概要

社会や家庭の姿が大きく変化するなか、地域住民が直面する生活課題、福祉課題は一層複雑・多様化している。そのなかにあって、住民の身近な相談相手、見守り役である民生委員・児童委員への期待が高まる一方、それに伴う委員の負担も拡大している。

平成 28 年 12 月には 3 年に 1 度の一斉改選が行なわれたが、改選日時点での定員に対する欠員率は 3 年前の 2.9% から 3.7% に拡大した。

こうした状況のなか、平成 28 年度、全国民生委員児童委員連合会においては、翌年度に迫った民生委員制度創設 100 周年を前に、①100 周年記念事業の準備および実施、②一斉改選に伴う新任委員研修等のための各種資料作成、③平成 28 年 4 月に発生した熊本地震被災地における委員活動支援、を中心に事業を行なった。

I. 全体状況

1. 民生委員制度創設 100 周年記念事業の実施

(1) 100 周年記念大会の準備

- 平成 29 年 7 月 9 日（日）、10 日（月）の開催に向け、厚生労働省、東京都、東京都民連をはじめとする主催 6 団体により実行委員会を設置し、大会内容の企画検討を進めた。
- 第 1 日の式典は東京ビッグサイトを会場に開催、第 2 日は東京都内 3 地域 6 会場でシンポジウムおよび小規模発表集会を実施することとした。第 1 日の記念講演は、鎌田實氏（諏訪中央病院名誉院長）に決定した
- 都道府県・指定都市からの参加者数については、それぞれの県内・市内の委員数を基本に算出し、事前に都道府県・指定都市民児協に参加人数の意向調査も実施したうえで具体的な人数を決定した。
- そのうえで、平成 29 年 1 月下旬に都道府県・指定都市民児協に開催要綱を送付し、3 月末までに約 1 万人の参加申し込みを得た。

(2) 全国モニター調査の実施

- 100 周年記念の調査でもあり、全国 23 万余の全委員を対象にした初の悉皆調査として実施した。実施に際しては地域福祉推進部会に作業委員会を設置し、調査内容等について協議を行ない、大きく以下の 3 つの内容による調査とした。

- ア) 「社会的孤立」を背景とした世帯の課題把握（委員による支援困難事例）
- イ) 民生委員・児童委員の意識等調査
- ウ) 単位民児協組織および活動実態調査（＊単位民児協会長あて調査）

- ・ 平成 28 年 6 月に全国の民児協に調査票を送付し、約 1 万 800 の単位民児協のうち、9,260 民児協の 20 万 750 委員から回答が寄せられた（回収率：委員票 86.7%、単位民児協票 89.7%）。
- ・ 年度末までに、選択式設問の集計結果（速報値）がまとまったところであり、平成 29 年度において、地域福祉推進部会を中心に分析作業を進めていく。

（3）これからの民生委員・児童委員制度や活動のあり方に関する検討

- ・ 100 周年という大きな節目を迎えるにあたり、民生委員・児童委員制度やその活動について今後のあり方を検討し、必要な提言を行うため、平成 28 年 1 月に「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会」を設置、作業委員会を設けるとともに、都道府県・指定都市民児協へのアンケート等も実施しながら検討を進めた。
- ・ 委員会では、この 100 年間の活動の総括、今後に向けた制度や活動のあり方、そして活動環境整備のために期待されること、の大きく 3 つの視点から検討を進め、平成 28 年 11 月に「中間報告」を取りまとめ、広く関係者に提示した。
- ・ その後、平成 29 年 5 月に取りまとめ予定としている最終報告に向けて、中間報告に加えて検討すべき課題の整理とともに、「100 周年活動強化方策」について検討を進めた。

（4）『民生委員制度 100 年通史』の編纂

- ・ 昨年度、編纂委員会において取りまとめた構成案をもとに、原稿作成を開始した。都道府県・指定都市民児協についても、それぞれの歴史や活動について 2 頁ずつの紹介頁を設けることとして、原稿依頼を行なった。
- ・ 「通史」に先立ち、100 年間の歴史を写真を中心に概説する冊子を作成し、記念大会の時期に合わせて全委員に配布すべく、編集作業を進めている。

（5）重層的な広報活動の展開

- ・ 全国の民児協関係者の機運醸成、また行政や社協、関係機関の職員や地域住民に対し、民生委員・児童委員制度や 100 周年の PR に向けて、広報・研修部会で検討を行ないつつ、各種広報・啓発媒体を作成し、全国での活用を図った。作成した広報・啓発媒体は以下のとおり。
 - ア) ピンバッジ（委員本人向けバッジ、関係者向け応援バッジ）、
 - イ) 100 周年記念ポスター（大きさは 3 種類）、
 - ウ) 住民向けリーフレット、
 - エ) シンボルマークおよび応援マークシール
- ・ また、100 周年以後も継続して使用することを念頭に置いた民生委員・児童委員の PR ポスターについても作成を進め、平成 29 年 4 月に全国の民児協に配付した。
- ・ さらに、厚生労働省と連携した働きかけにより、100 周年の日である平成 29 年 5 月 12 日に、日本郵便より「民生委員制度創設 100 周年記念切手」発売が決定した。

2. 平成 28 年 12 月の一斉改選への対応

(1) 円滑な引き継ぎに向けた情報提供

- 新旧委員の円滑な引き継ぎを支援していくため、単位民児協、退任委員がそれぞれ留意しておくべき事項や実際の引き継ぎのポイント等について、「ひろば」において 3 回にわたり特集として情報提供を行なった。

(2) 新任民生委員・児童委員のための資料作成

- 新任委員にとってわかりやすく、負担感が強いとされる「活動記録」の記入の参考資料として、具体的な活動内容ごとに記入区分を一覧表化するなどした「活動記録記入の手引き」を作成し、全国の新任委員に配布した。

注) 平成 29 年度には、新任委員を含め、加筆版を全委員に配付の予定。

- 住民からの相談内容が多様化するなか、よく寄せられる相談や依頼事項について、対応の基本的考え方やその際のヒントなどをまとめた「相談支援活動のヒント集」をシリーズで発行することとし、第 1 集（高齢者（世帯）への支援）、第 2 集（低所得者（世帯）への支援）を同時発行した（23 万人の全委員に配布）。
- 新任委員研修の資料として活用いただく『新任民生委員・児童委員の活動の手引き』を編集し、全社協出版部より発行した（互助共励事業の予算のなかで各都道府県・指定都市に一定部数を配布）。

(3) 「単位民児協運営の手引き」の発行

- 近年、十分な委員経験を有しないなかで会長となる委員が増加していることを受け、新任会長等の手引きとして単位民児協に関する基本事項や会長に期待される役割等を解説した「運営の手引き」を発行、全国の単位民児協会長等に配布した。

3. 平成 28 年熊本地震への対応

(1) 災害救援活動支援金の送金

- 震度 7 を 2 回にわたり記録した平成 28 年 4 月の熊本地震においては、熊本県、大分県において甚大な被害を生じ、民生委員・児童委員も 2 名が犠牲となった。

＜熊本地震における民生委員・児童委員の被害状況＞ ※建物被害の全壊には大規模半壊を含む

県・市	人的被害			建物被害		
	死亡	負傷	疾病	全 壊	半壊	一部損壊
熊本県	1 名	25 名	9 名	54 名	112 名	460 名
熊本市	1 名	11 名	6 名	62 名	170 名	675 名
大分県	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	80 名

- 発災後、被災地民児協による被災住民支援の初動活動支援のため、「民生委員・児童委員災害救援活動支援金制度」に基づき、以下のとおり支援金を送金した。

※熊本県民児協 100 万円、熊本市民児協 60 万円

- ・ また長期の避難生活が見込まれるなか、28年5月、8月の2回にわたり、正副会長が被災地を訪問、お見舞いとともに現地民児協関係者と情報交換を行なった。

②全国募金の実施と見舞金・助成金送金

- ・ 被害規模が甚大であることから、28年5月の理事会において、①被災民生委員・児童委員への見舞い、②被災住民への支援活動を行なう民児協活動支援のため、全国の民児協関係者に呼びかけ、「平成28年熊本地震 民生委員・児童委員支援募金」の実施を決定し、9月末までを期間として募金を実施した（口座はその後も維持）。

※募金額 1億54万3,051円（平成29年3月末現在）

- ・ 熊本県・熊本市・大分県の各民児協を通じて委員の被災地状況を順次把握し、29年3月までに以下のとおり見舞金および民児協の活動助成金を送金した。

ア) 被災地委員への見舞金	1,666人に 4,240万円
イ) 被災地民児協への活動助成金	1,268万円
計	5,508万円

注) 被災地委員の多くが住宅の被害判定が定まっていないため、順次送金。

II. 各部会での取り組み(Iの記載事項を除く)

1. 総務部会

(1) 本会会長表彰制度の見直し

- ・ 民生委員・児童委員のやりがいを高める一助となるよう、本会会長表彰について28年9月の評議員会において以下のとおり規程改正を行なった(29年度から実施)。
 - ア) 永年勤続表彰の要件を緩和 在任17年以上→10年以上
 - イ) 永年勤続功労者表彰を新設 在任20年以上

(2) 平成28年度第85回全国民生委員児童委員大会の開催

- ・ 平成28年10月20日(木)・21日(金)の両日、香川県高松市において、全国から約3,700名の民生委員・児童委員等の参加を得て第85回の全国大会を開催した。
- ・ 民生委員制度創設100周年、児童委員制度創設70周年の前年の大会として、それぞれの歴史を振り返り、今日的役割を考えるシンポジウムを開催した。

(3) 東日本大震災被災地における民生委員・児童委員活動の支援

- ・ 発災後、役員等が継続して被災地の民児協を訪問し、被災地委員の労いとともに、被災者支援活動上の課題等について懇談を行なっており、本年度においても、平成28年5月に正副会長4名が宮城県女川町、気仙沼市民児協を訪問した。
- ・ また、28年11月には、本年度の「被災地民児協支援会議」を福島県郡山市で開催、岩手県・宮城県・仙台市・福島県の各民児協関係者および厚生労働省地域福祉課長の出席も得て、厳しい状況下にあって発災後2回目となる一斉改選を控えた被災地の民児協活動についての情報交換等を行なった。
- ・ 震災の風化防止のため、『ひろば』等を通じた情報発信に努めている。

(4) 台風・豪雨被害、鳥取中部地震、糸魚川大火への対応

- 平成 28 年 8 月の台風 10 号、10 月の鳥取県中部地震、12 月の新潟県糸魚川大火では、それぞれ大きな被害が発生したことから、本会「災害救援活動支援金制度」に基づき、被災地の民児協活動支援のため、以下のとおり支援金を送金した。
 - 台風 10 号 北海道民児連 100 万円、岩手県民児協 100 万円
 - 鳥取県中部地震 鳥取県民児協 50 万円
 - 糸魚川大火 新潟県民児協 10 万円

2. 地域福祉活動推進部会

(1) 民生委員・児童委員活動費の改善

- かねて課題として実態調査等も実施し、国に改善を要望してきた委員の実費弁償費（活動費）について、国の地方交付税積算額の 14 年ぶりの改善を実現した。
※交付税積算額 27 年度 58,200 円 → 28 年度 59,000 円
- また、単位民児協活動に対する補助である民児協活動推進費についても、国の地方交付税積算額が平成 29 年度予算において、1 民児協あたり年額 20 万円から 23 万円に引き上げられた。

(2) 委員の活動環境等に関する市区町村民児協実態調査結果の報告

- 委員のなり手不足等の課題が指摘されるなか、民生委員・児童委員の活動環境について、市区町村別の相違状況を明らかにするため平成 26 年 12 月に実施した「市区町村民児協実態調査」の最終報告を取りまとめた。
- 今回の調査結果からは、委嘱上限年齢前に退任する委員が約 8 割に及んでいることや 1 期で退任する委員が多い状況等が明らかになったことから、本年度の事務局会議およびブロック会議等でのポイントおよび新任委員への配慮の重要性等を説明した。

3. 広報・研修部会

(1) 「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」の取り組みの推進

- 制度創設 100 周年を前に、民生委員・児童委員制度の社会的周知促進を図る観点から、「活動強化週間」の取り組みを全国的に推進すべく、「活動のしおり」を作成、全国の民児協に配布し、従来以上の取り組みを呼びかけた。

(2) 福祉諸制度の見直しに関する情報提供

- 社会福祉法改正や児童福祉法、児童虐待防止法、障害者総合支援法の改正等、民生委員・児童委員活動に関する各種制度の動向について、『ひろば』、『View』をはじめ、ホームページ等を通じて情報提供を行なった。
- また、ホームページ上において民生委員制度創設 100 周年関連の情報も隨時掲載している。

4. 児童委員活動推進部会

(1) 児童委員制度創設 70 周年に向けた検討

- ・ 平成 29 年は、児童委員制度創設 70 周年でもあることから、「これからの中間報告」に反映させた。
- ・ そうしたなか、平成 28 年 9 月、内閣府の地方分権改革有識者会議に対し、民生委員を兼務しない児童委員の設置に関する地方提案がなされた。この提案については本会にも意見聴取があったことから、全民児連として、子どもの課題の対応には世帯全体に対する相談支援が必要であり、それは民生委員が兼ねているからこそ可能である旨を強く指摘した。
- ・ その結果、本件については内閣府の有識者会議においても現行の制度内において対応すべきことと整理され、児童委員活動に重点化した取り組み、また主任児童委員活動の活用（活動促進）等を進めるべきものとして、平成 29 年 3 月末に厚生労働省より関係通知が発出された。

(2) 子どもの貧困問題への対応

- ・ 近年、子どもの貧困が社会的な課題としてクローズアップされ、各地において子ども食堂、学習支援といった取り組みが進みつつあり、民生委員・児童委員の協力もなされている。
- ・ この問題の重要性に鑑み、児童委員活動、また民児協活動のなかで、どのような取り組みが考えられるのか、先駆的な事例紹介を含め、各地の民児協において今後の取り組みを考える際の参考となる資料集を作成し、全国の単位民児協に配布した。

5. 人権・同和に関する特別委員会

(1) 「ひろば」における人権課題についての情報提供

- ・ 毎月発行の「ひろば」に「人権啓発資料紹介ページ」を設け、人権課題及びその理解に資する資料についての情報提供を行なっている。また、12 月の人権週間に向けて、28 年 11 月号では「多様化する人権課題への理解」を特集とした。
- ・ また、平成 28 年は、らい予防法廃止から 20 年という節目の年でもあったことから、「ハンセン病と人権」について、「ひろば」で 2 号にわたり解説した。

(2) 「人権課題への理解を深めるために 2016」の発行

- ・ 単位民児協における人権学習の資料として活用いただくこと等を目的に、平成 27 年度の「ひろば」に掲載した人権啓発に関する関係記事をまとめた年度版の人権啓発資料「人権課題への理解を深めるために 2016」を発行し、全国 23 万人のすべての委員に配布した。
- ・ とくに、28 年 4 月からは障害者差別解消法が施行され、民生委員・児童委員にも適切に理解が求められていることから、この法律を特集として紹介した。

(3) 新任委員に対する個人情報の取り扱いに関する啓発パンフレットの配布

- 委員活動の大前提である住民との信頼関係のためには、個人情報を適切に取り扱うことが不可欠である。近年、民生委員が保有する個人情報の紛失事例が相次いでいることを受け、新任委員にこの点を理解してもらうことをめざし、27年度末に発行した個人情報取り扱い上の留意点をまとめたパンフレット(「個人情報が記載された書類等の取り扱いについて」)を28年12月の一斉改選に合わせ、新任委員全員に配布した。